

著作者人格権と表現の自由の相克

—差止めにおける調整原理についての再検討—

高橋 丈一郎

1. はじめに

インターネットや通信技術が発達し、誰もが容易にクリエイター（創作者）となれるようになった今日においては、我々は多様な作品をネット上や書店などでみかけるようになった。また、クリエイターとして創作活動をする側にまわることもある。このような時代においては、インターネットに投稿した作品によって、何にも属さず特別な経歴もない素人同然の人間が一夜にして一流アーティストの仲間入りすることももはや夢物語ではない。「情報の送り手と受け手の分離が顕著になった現代社会」¹⁾というのは、今日の表現活動の領域においては過去のものといえよう。このような現代においては、自らの表現活動により、他人の権利侵害を惹起する危険性も高まっているともいえる。我々が享受する今日の表現活動は、日々容易に手軽に行えるものとなる裏では、権利侵害に基づく重大な制裁が加えられる危険性も同時に存在しているのである。

このように手軽にインターネット等で作品を発表できる今日においては、知的財産権とのかかわりかたにも注目が集まるところである。知的財産権を規定する法令の内、とりわけ著作権法は、権利救済のために民事上の請求権だけでなく刑事上の罰則をも規定しており、表現の自由に対する強度な制約規定になろう。なかでも同法 112 条 1 項は一般に差止め請求権を規定する条文と理解されており、表現の自由との関係が特に注目される。

112 条 1 項は「著作者…は、その著作者人格権…を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる」と規定しており、同条を根拠に差止め請求権が認められると解されている。ひとたび著作権等の侵害が成立してしまえば、侵害であることにつき過失により知らなかったとしても差止めが認められることになる²⁾。同項が規定する要件を充足しさえすれば当然に差止めが許容されるということ

* 拓殖大学政経学部 高橋雅人准教授の指導の下に作成された。

である。

特に、著作者人格権によって差止めを行う場合、単に個人的なこだわりすぎない事柄によって、恣意的に、容易に表現の自由を制約できることにつながりかねないのではないか。

他方、憲法上の人格権である名誉権やプライバシー権に基づく差止めが行われる場合、裁判所は「慎重な考慮」が求められる。たとえば、「北方ジャーナル事件」では、事前抑制の法理のもと「厳格かつ明確な要件」により判断している。

すなわち、差止めを根拠付ける権利が著作者人格権の場合³⁾、名誉権・プライバシー権である場合よりも、極めて緩やかな要件によって判断されることになるが、このような事態は憲法の下位法である著作権法が上位法である憲法を優越することになるのではないか、著作者人格権と表現の自由の調整原理をいかに解するか問題となる。

もっとも、著作者人格権と表現の自由の調整原理について、いまだ通説的見解が存在しないのが現状といえる。表現の自由が著作者人格権と抵触する場合においても「比較衡量のテストが最も有効であろう」とする見解⁴⁾がある一方、「定義づけ衡量」に「意義がある」とみる見解⁵⁾や、差止めがもたらす弊害から、「北方ジャーナル」事件で示された「厳格かつ明確な基準」によって判断すべきであるとの見解⁶⁾まで存在し多岐にわたる。

そこで、本稿では、両者の調整原理について今一度検討を試みる。そのために、まずは著作者人格権とはどのような権利なのかという点から検討した後に、いかにして著作者人格権と表現の自由の対立を調整すべきか検討していく。

2. 著作者人格権の価値

2-1. 著作者人格権の存在意義

まずは著作者人格権を規定する著作権法はどのような法律なのか考えてみたい。

同法は、1条で「この法律は、著作物…に関し著作者の権利…を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」と規定する。表現活動の産物である創作物について、利用される側と利用する側との権利の調整を図り「文化の発展に寄与」しようとしているのである。そのために、同法は、作品から生じる財産的価値を保護するために「著作権」を、人格的利益を保護するために「著作者人格権」を規定し、著作者がそれらを独占することを許容する。

では、「文化の発展」になぜ著作権のみならず、著作者人格権までもが必要とされるのか。著作権等（著作権・著作者人格権をいう。以下同じ）の正当化根拠から検討する。

この点について、著作権等の正当化根拠は2つの側面から成り立っていると考えられて

いる。まず1つめの側面として、著作権等は、「創作活動という労働への代償⁷⁾として著作者に与えられるという点である。創作を促すことによって、「社会を豊かに」しようというのである。

そして、もう1つの側面として、著作権等は「著作者が人であるがゆえに本来的に手にしている自然権⁸⁾」であるという側面であり、「著作者の個性を反映した作品は著作者の人格の一部であるからこそ、その人に帰属する」のである。著作物と人格の結びつきから著作権等が正当化されるのであり、「自然権的アプローチ⁹⁾」ともいわれる。

以上2つの側面から著作権等の存在が正当化され、著作権法はこのような権利を保護するために必要とされるのである。著作者人格権が、著作者の著作物に対して有する人格的利益を保護する権利であることからすれば、著作者人格権は両者の側面の内「自然権的アプローチ」の性格が色濃いといえよう。

従前、創作活動にかかるコストは大きいものと認識されてきたことからすれば、金銭的インセンティブを重視する著作権こそが「文化の発展」に必要不可欠とも思える。しかし、前述のように誰もが創作者となれる現代のインターネット社会においては、創作活動は極めて低いコストで行うことができる。このような社会の下では、人は、社会奉仕や名誉等といった様々な理由で創作活動を行うのであって、金銭を得ることだけが創作活動の理由ではない¹⁰⁾といえる。そうすると、「文化の発展」のためにも、「自然権的アプローチ」の性格を色濃く有する著作者人格権も今まで以上に重視されなければならないだろう。「文化の発展」にとって著作者人格権も著作権と同様に重要な価値を有することは間違いないといえる。

2-2. 著作者人格権の憲法上の性質

仮に、著作者人格権に基づく差止めの成否について、比較衡量の手法を適用すべきと考えた場合、比較衡量は同程度に重要な2つの人権を調整する場合に妥当な手法であるから、著作者人格権が表現の自由と同程度に重要であるか検討しなければならない。そこで、著作者人格権はどのような憲法上の性質を有するか問題となる。

この点について、憲法13条によって保障されるという見解¹¹⁾がある。そこで、まずは13条の保障範囲から検討する。

13条は「生命、自由及び幸福追求」の権利、いわゆる幸福追求権を保障しており、幸福追求権とは「個別の基本権を包括する基本権¹²⁾」であると理解される。そして、幸福追求権について、人格的利益説と一般的行為自由説の対立があるが、通説・判例上は人格的利益説の立場に立っている。

本稿でも、人格的利益説の立場から、著作者人格権が幸福追求権の一つとして憲法上保障されるか否かという点について、著作者人格権が「人格的生存に不可欠」なものである

かどうかという視点から以下検討していくこととする。

著作権法は17条で「著作者は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）…を享有する。」と規定しており、公表権（18条）、氏名表示権（19条）、同一性保持権（20条）の総体が著作者人格権であるということがみてとれる。

公表権とは、「著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの…を公衆に提供し、又は提示する権利を有する」（18条1項）とあるように、未公表の著作物をいつ公表するかを決定できる権利である。次に、氏名表示権とは、「著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する」（19条1項）とあるように、著作物に著作者の名前を表示するか、またはしないのか決定できる権利である。最後に、同一性保持権とは、「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする」（20条1項）とあるように、著作物に対する勝手な改変に反対できる権利である。

いずれの権利も、保護法益が「社会的評価としての名誉や自己決定としての個人的なこだわりなどといった精神的利益」¹³⁾という点において共通しており、これがまさしく著作者人格権が保障しようとする人格的利益の具体的な中身といえるだろう。

そうだとすれば、上記要素を併せ持つ著作者人格権は、憲法上、名誉権・自己決定権の価値を有する権利と解し得ないか。

名誉は人格的生存に不可欠な権利であり、13条により保障される。「北方ジャーナル」事件において最高裁は「人格権としての名誉の保護（憲法13条）」と述べて、名誉を幸福追求権のひとつとして認めている¹⁴⁾。したがって、著作者人格権も名誉権の保障が及ぶ範囲において13条により保障されるといえる。

他方、自己決定権を正面から憲法上保障されると判示した例はない¹⁵⁾。学説上では、自己決定権は一定の個人的事柄について、公権力から干渉されることなく、自ら決定することができる権利¹⁶⁾として広義のプライバシー権を構成するもの¹⁷⁾と解される。人格的利益説に立てば、個人の人格的生存に不可欠な事柄についての決定の自由は13条で保障されるといえる。そうすると、著作物に対して有する“こだわり”が人格的生存に不可欠なものである場合には、このような“こだわり”にかかわる決定の自由は、自己決定権の一部として13条で保障される余地があるということになるだろう。さらに、13条で保障されない部分については29条1項の財産権の一内容として保障されると考えられる¹⁸⁾。

故に、著作者人格権に基づく差止めは、13条・29条1項が保障する著作者人格権と21条が保障する表現の自由の衝突の問題である。そこで、両者の調整原理として比較衡量の手法が妥当であるか、また他の手法はどうか以下検討していく。

3. 適切な調整原理の探求

3-1. 個別的衡量と定義づけ衡量の手法

最高裁は、多くの事件で「それを制限することによってもたらされる利益とそれを制限しない場合に維持される利益とを比較して、前者の価値が高いと判断される場合には、それによって人権を制限することができる」¹⁹⁾という個別的（比較）衡量の手法を採用してきた。そして、表現行為に対する差止めにおける比較衡量としては、「石に泳ぐ魚」事件における調整原理がある。同事件では、「侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量」し、「被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるとき」との要件から差止めを認容²⁰⁾している。この手法は、主観や個別的な状況に左右されるため予測可能性に乏しく、また、表現の自由の観点からは、萎縮効果をもたらすおそれがあるといった批判が根強い。

そこで、これら批判に対応し、一般的抽象的に判断するために、定義づけ衡量という手法が考えられる。定義づけ衡量とは、表現の自由と対立利益との衡量を図りながら、表現の自由の価値に比重を置いて対立利益を侵害する表現の範囲を限定することで、表現内容の規制をできるだけ限定しようとするものである。

この点、対立利益が著作権等である場合には、アイデア・表現二分論を基礎に、両者の衡量を行い、アイデアと表現の具体的な線引きを図ろうとする見解²¹⁾がある。アイデア・表現二分論とは、著作権法はアイデアから発現した特定の表現を保護するものであり、アイデア自体を保護するものではないという考えである。「アイデアと表現の線引きが、著作権と自由な言論の利益との間に存在する適切な定義づけ衡量を提示する」ことを前提に「著作権法において保護される表現とは、アイデアの特定の選択肢及び配列、およびそれらの表現形式に付加された特質」というのである。

上記見解を著作者人格権に基づく差止めの場合に当てはめて考えてみると、著作者人格権を侵害する表現であっても「アイデアの特定の選択肢及び配列、およびそれらの表現形式に付加された特質」までは侵害しないものであれば、かかる差止めは許されないということになる。もっとも、このような定義づけ衡量の前提となるアイデア・表現二分論自体に対して、アイデアと表現の境界が曖昧な場合があり、表現者の自己検閲を誘発し萎縮効果をもたらすおそれがあるとの批判²²⁾がある。さらには、内容規制の合憲性判断に用いられる定義づけ衡量が、差止め事案における当事者の権利の調整原理としてそのまま機能しうるのかという点でも疑問が残る。

3-2. 事前抑制の法理

では、差止めにおけるもう一つの調整原理である事前抑制の法理についてはどうであろうか。

3-2-1. 「検閲」概念との対比

まず、「検閲」と比較しつつ事前抑制の全体像を探る。

検閲は、憲法 21 条 2 項「検閲は、これをしてはならない。」という文言から絶対的に禁止される。最高裁は検閲の定義を「行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるもの」²³⁾と、狭義に解釈している。

他方、事前抑制とは「表現行為がなされる前段階において、公権力が、個別の具体的な表現物について、その表現物の公表の是非を審査し、その公表を禁止する命令を発すること、あるいは、表現者がそのような審査と命令に服しなければならないような制度的、手続的枠組み」²⁴⁾と一応はこのように解釈されているようである。そして、事前抑制は、当該表現が思想の自由市場に流通する途を閉ざすという弊害、類似の表現に対しても萎縮効果を及ぼすという弊害、さらには差止めが仮処分手続きによる場合、本案よりも十分な手続き保障が充足されないまま処分がなされるという弊害などを抱える²⁵⁾ために、例外的な場合を除いて許されないのである。このような考えを“事前抑制の法理”という。

したがって、著作者人格権に基づく差止めは、私人間で争われる権利衝突の場面で裁判所が行うものであり、「行政権が主体となっ」ているわけではないから、最高裁がいう「検閲」には該当せず、絶対的に禁止されるものではない。では、事前抑制に該当するのか、以下検討していく。

3-2-2. 「北方ジャーナル」事件から導く事前抑制の法理の適用範囲

まず、いかなる差止めが事前抑制の法理の適用を受けるのか、事前抑制の法理の意義と関連して問題となる。事前抑制の法理を正面から適用した「北方ジャーナル」事件からこの問題を検討する。

この点、同事案における「差止め」は、「出版前になされる保全訴訟における出版差止めの仮処分命令」（仮処分での事前差止め）であり、このような差止めにおいては、不完全な情報に基づく判断の危険という弊害が生じるために事前抑制の法理が適用されたと指摘する見解がある²⁶⁾。すなわち、出版前においては差止めの対象となる出版物がもたらす危険は抽象的なものにならざるをえない点（出版前の差止めであることに起因する「抽象的判断の危険」）、仮処分手続の特質である迅速性・緊急性のために本案審理に比して当事

者の手続保障が充足されていないことから、裁判官の判断に誤りが介在するおそれがあるという点（仮処分手続であることに起因する「完全で公正な審理の欠如」）から、仮処分での事前差止めは、様々な側面において不完全な情報に基づく判断とならざるをえないという弊害がある。そして、このような弊害は、「単純に債務者の権利を侵害することに留まらず、思想の自由市場あるいはそれを前提に形成される民主的政治過程が回復不可能な損害を被ることに繋がりかねない」ことから、これを防止するために、事前抑制の法理が適用される。したがって、「北方ジャーナル」事件における仮処分での事前差止め以外にも、「出版前になされる本案訴訟における出版差止めの判決」、「出版後になされる保全訴訟における出版差止めの仮処分命令」は、それぞれ「抽象的判断の危険」、「完全で公正な審理の欠如」という弊害を抱えるために、事前抑制の法理の適用を受けるといえるのである。

以上の見解から、事前抑制の法理の意義は、上記弊害から表現の自由と民主主義に回復不可能な損害が生じることを防止する点にあるといえる。そして、いかなる差止めが事前抑制の法理の適用を受けるといえるのかという点については、当該差止めは、不完全な情報に基づく判断の危険があるか。具体的には、「抽象的判断の危険」の有無、又は「完全で公正な審理の欠如」の有無により判断されると考えることができよう。

3-2-3. 事前抑制の法理の具体的要件とその射程

当該差止めが事前抑制に該当するとしても、事前抑制の法理は事前抑制を絶対的に禁止するものではなく、例外的に認められる余地を残している。そこで、どのような要件によって事前抑制が例外的に認められるのか。

この点、「北方ジャーナル」事件²⁷⁾において、最高裁は、事前抑制は、自由市場で流通する途を閉ざすこと、抽象的判断の危険による濫用の虞があること、抑止効果が事後制裁よりも大きいことといった弊害から、「表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法 21 条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容される」とした。その上で、表現内容が「公共の利害に関する事項である」場合には、「その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべき」であるから、事前抑制は「原則として許されない」。そして、「厳格かつ明確な要件」の実体的要件として、①「その表現内容が真実ではなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって」、かつ②「被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるとき」は、「当該表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが明らかであるうえ、有効適切な救済方法としての差止めの必要性も肯定されるから、…例外的に事前差止めが許される」と判示した。

以上の要件は、同事案特有の事情（出版前段階における差止めであること、表現内容が「公共の利害に関する事項」であること、名誉権に基づく差止めであること）から導かれ

たものであり、これらの事情を有しない他の人格権に基づく差止め事案にどこまでその射程が及ぶのが問題となる²⁸⁾。

まず、「石に泳ぐ魚」事件についてみると、同事案は前述の通り、比較衡量によりプライバシー権に基づく差止めを認めたものだが、それは、表現内容が「公共の利害に関する事項」といえないことや、出版後の本案審理であるため「必ずしも純然たる事前差止めの事案とは言えない」かったことに起因するといえる²⁹⁾。

他方、同様にプライバシー権侵害の問題であった「週刊文春」事件においては、「厳格かつ明確な要件」を要するとした上で、「北方ジャーナル」事件での①要件での真実性要件を除いた要件（「公共の利害に関する事項に係るものといえるかどうか、「専ら公益を図る目的のものでないこと」が明白であって、かつ、「被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがある」といえるかどうか³⁰⁾）から判断している。同事案も出版後に争われたものであったが、「石に泳ぐ魚」事件とは異なり仮処分手続で争われたものであるから、「完全で公正な審理の欠如」による「不完全な情報」に基づく判断の危険という事前抑制の弊害の観点から「厳格かつ明確な要件」を要するとしたといえる。

「北方ジャーナル」事件と異なり事前抑制の弊害が認められない「石に泳ぐ魚」事件では「厳格かつ明確な要件」までも必要とされない一方で、かかる弊害の程度の差が「北方ジャーナル」事件と同等乃至は僅少であった「週刊文春」事件では、「厳格かつ明確な要件」で判断したが、被侵害利益がプライバシー権であったために、真実性の要件を除いた上で判断基準を定立したものと理解できるだろう。そうだとすれば、被侵害利益が名誉権ではない著作者人格権の場合にも、事前抑制の弊害が認められれば、「週刊文春」事件と同様、「厳格かつ明確な要件」を適用できるのではないか。

3-2-4. 著作者人格権に基づく場合の事前抑制の法理の適用可能性とその要件

では、著作者人格権に基づく差止めにも事前抑制の法理を適用できるのか。また、その上で、「厳格かつ明確な要件」の実体的要件をいかに解すべきか。上で紹介した見解は以下のように解している。

まず、「著作者の権利に基づく出版物の事前差止めの仮処分命令には、名誉権等の人格権に基づく出版物の事前差止めの仮処分と同様に不完全情報下での判断がもたらすリスクがそこに見出せる」ために、事前抑制の法理の適用は排除すべきではない。

しかし、事前抑制が「原則として許されない」のは、表現内容が「公共の利害に関する事項」であることが名誉権侵害の免責要件であることを理由とするものなので、著作権等の場合には妥当しないとも思える。これに対しては、「公共の利害に関する事項」を扱う表現に対する事前抑制がもたらす「弊害は、差止めの根拠が名誉権であっても、著作権等であっても同様に深刻であることには変わらない」から、やはり著作権等による差止めの

場合でも「公共の利害に関する事項」を扱う表現の差止めは「原則として許されない」とすべきであるとする。

その上で、「厳格かつ明確な要件」の実体的要件については、「北方ジャーナル」事件が名誉権侵害の場合を基礎とするものであるから、著作権等の場合においては、①要件を直接適用することはできない。もっとも、「不完全な情報」に基づく判断の危険を防止するという事前抑制の法理の意義は著作権等の場合であってもそのまま妥当するから、「明白性」自体は必要であるとする。

そこで、著作権等に基づく場合でも、「公共の利害に関する事項」を扱う、未発行の出版物に対する差止めの仮処分命令は「原則として許されず」、①「著作者の権利に対する侵害が明白であり」、かつ、②「被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるとき」にのみ例外的に許されると結論付けた³¹⁾。

以上の見解は、著作権等に基づく差止めが、「北方ジャーナル」事件での差止めと同様の弊害が生じうることに注目したものである。そして、そのような弊害が生じない出版後の本案審理による差止めの場合には、事前抑制の法理は当てはまらないことになるであろう。この場合、差止めの対象となる表現が「公共の利害に関する事項」を扱うものであったとしても、「厳格かつ明確な要件」までは必要とされないことになるといえる。

4. 結びにかえて

以上の見解をふまえて、著作者人格権の憲法上の性質から、どのような調整原理を用いるべきか検討して本稿の結びにかえたい。

著作者人格権が財産的側面しか有していないとすれば、その損害は事後的な金銭賠償によって十分填補可能であるから差止めの必要性はないといえる。しかし、著作者人格権が名誉権、自己決定権の性質を有していれば、侵害行為によって回復困難又は回復不可能な損害は十分発生しうるものであり、このような場合には著作者人格権に基づく差止めを認める必要性自体はあるといえる³²⁾。

そして、最高裁が「北方ジャーナル」事件について「思想の自由市場への登場自体を禁ずる事前抑制そのものに関する事案において、右抑制は厳格かつ明確な要件の下においてのみ許容され得る旨を判示したもの」³³⁾と理解していることからすれば、「厳格かつ明確な要件」は「出版物一般に関するものであり、著作権等侵害事件にも当然妥当すべきもの」³⁴⁾といえる。したがって、著作者人格権に基づく差止めにおいても「厳格かつ明確な要件」は適用できるといえる。そうだとすれば、「公共の利害に関する事項」を扱う未発行の出版物に対する差止めの仮処分命令は「原則として許されず」、①要件かつ、②要件充足時のみ例外的に許される、との基準は十分機能しうるものと考えられる。また、差

止めが出版前の仮処分手続でなされていなくとも、出版後の仮処分手続や出版前の本案審理でなされる場合であれば、事前抑制の法理の意義が妥当するため、上記基準が及ぶものといえる。

他方で、差止めが、出版後の本案審理でなされる場合、事前抑制の弊害が認められないため、「厳格かつ明確な要件」までは及ばないとしても、表現の自由そのものの価値の重要性や、差止め自体が思想の自由市場に当該表現を流通する途を閉ざし表現の自由に萎縮効果を与えるものであることに鑑みれば、著作権法 112 条 1 項所定の要件充足のみで差止めが行えるとするのはやはり妥当とはいえない。憲法 13 条で保障される著作者人格権と 21 条で保障される表現の自由の衝突とみれば、「石に泳ぐ魚」事件と同程度の比較衡量は最低限必要と考える。

注

- 1) 芦部 (2015) 180 頁。
- 2) 中山 (2014) 604 頁参照。
- 3) 著作 (財産) 権の場合にも同様の問題提起をなしうるが、本稿では著作者人格権に焦点を当てて検討していく。
- 4) 佐藤 (1990) 133 頁。
- 5) 今村 (2004) 89 頁。
- 6) 木下 (2016a) 46-59 頁、(2016b) 42-51 頁、金子 (2016) 3 頁。
- 7) 鳥並他 (2016) 4 頁。
- 8) 同上。
- 9) 中山 (2014) 21-22 頁。
- 10) 上谷 (2011) 44 頁参照。
- 11) 佐藤 (1990) 131 頁、西森 (2008) 7 頁。
- 12) 芦部 (2015) 120 頁。
- 13) 鳥並他 (2016) 118 頁。
- 14) 芦部 (2015) 122 頁。
- 15) 芦部 (2015) 126-127 頁。意に反する輸血を受けたエホバの証人の信者が自己決定権の侵害を根拠に損害賠償を請求した最判平成 12・2・29 民集 54 卷 2 号 582 頁事件において、最高裁は、自己決定権は「人格権の一内容として尊重されなければならない」と述べたにとどまる。
- 16) 佐藤 (1995) 459 頁。
- 17) 芦部 (2015) 126 頁。
- 18) 田村 (2001) 435 頁参照、西森 (2008) 7 頁参照。
- 19) 芦部 (2015) 102 頁。
- 20) 最判平成 14・9・24 判時 1802 号 60 頁。
- 21) 今村 (2004) 83 頁。今村が、M.Nimmer (1970) 「Does Copyright Abridge the First Amendment Guarantees of Free Speech and Press?」から引用し、日本語に翻訳したものである。
- 22) 同上 86 頁。
- 23) 最大判昭和 59・12・12 民集 38 卷 12 号 1308 頁。
- 24) 木下 (2016a) 49 頁。
- 25) 大日方 (2011) 48 頁参照、木下 (2016a) 52 頁参照。
- 26) 木下 (2016a) 50-53 頁。
- 27) 最大判昭和 61・6・11 民集 40 卷 4 号 872 頁。

- 28) 木下 (2016a) 58 頁。
- 29) 同上。
- 30) 東京地決平成 16・3・19 判時 1865 号 18 頁。留保付きで、高裁決定 (東京高決平成 16・3・31 判時 1865 号 12 頁)。
- 31) 木下 (2016b) 44-50 頁参照。
- 32) 木下 (2016b) 51 頁では、事後的な回復が可能であるという点から氏名表示権に基づく差止めは「認められない」としている。同一性保持権、公表権の場合であっても、事後的な回復が可能であれば差止めを認める必要性は皆無であるといえる。
- 33) 最判平成 5・3・16 民集 47 卷 5 号 3483 頁。
- 34) 金子 (2016) 3 頁。

引用文献

- 芦部信喜 (2015) (高橋和之補訂)『憲法 第六版』岩波書店
- 今村哲也 (2004)「著作権法と表現の自由に関する一考察」『季刊企業と法創造』1 卷 3 号
- 上谷和明 (2011)「著作権と表現の自由」『九州大学法政学会学生法政論集』5 号
- 大日方信春 (2011)『著作権と憲法理論』信山社
- 金子敏哉 (2016)「編集著作物につき共同著作者の一人による改訂版発行の事前差止めが認められた事例」『新・判例解説 Watch 知的財産法』103 号
- 木下昌彦 (2016a)「著作者の権利と事前抑制の法理 (上)」『New Business Law』1067 号
- 木下昌彦 (2016b)「著作者の権利と事前抑制の法理 (下)」『New Business Law』1068 号
- 佐藤薫 (1990)「著作権法 20 条第 2 項第 4 号の解釈と表現の自由権」『著作権法研究』17 号
- 島並良・上野達弘・横山久芳 (2016)『著作権法入門』有斐閣
- 田村善之 (2001)『著作権法概説 [第二版]』有斐閣
- 中山信弘 (2014)『著作権法 [第二版]』有斐閣
- 西森奈津美 (2008)「表現の自由と著作権」『立命館法政論集』第 6 号

